

## 契約保証の取得期限について（契約保証対象工事のみ）

県の規則では、落札者は、落札の通知を受けた日から5日以内に契約書を締結しなければならないことになっています。

よって、例えば銀行等の保証を検討されている場合には、落札日の日から土日祝日を含めて5日以内に契約保証の日付をとってください。

ご不明な点については、お電話にて当所契約用地課工事経理担当にお問い合わせください。

（例）

1	2	3	4	5
金	土	日	月	火
落札日				※

※ 上記で、5日の火曜日が契約保証をとる最終期限となります。